

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	自立支援給付不正利得の徴収
根拠法令等及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条
根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条
参考事項	
設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 (不正利得の徴収)</p> <p>第8条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>